

2008年1月23日

今こそ、共謀罪・廃案を確定させ、盗聴法廃止を実現しよう
—監視社会の突破口・盗聴法と終着駅・共謀罪—

海渡 雄一（弁護士）

第1 盗聴法の成立後の実施状況と監視社会化の進展

1 はじめに

1999年8月第145国会において、自民党・自由党・公明党は内外の大きな反対を押し切って盗聴法・組織的犯罪対策法を強行採決しました。それから8年以上が経過しようとしています。

この間の盗聴法の実施状況は付録1記載のとおりで、これをとりとめると次のようになります。

2 適用件数

盗聴法適用事件件数は、基本的に増加傾向にある。逮捕者も増加傾向にある。

2000年	0件	逮捕者0
2001年	0件	逮捕者0
2002年	2件	逮捕者7人
2003年	2件	逮捕者14人
2004年	4件	逮捕者12人（プラス 前年、前々年の盗聴に踏まえ5人逮捕）
2005年	5件	逮捕者18人（プラス 前年の盗聴に踏まえ5人逮捕）
2006年	9件	逮捕者27人（プラス 前年の盗聴に踏まえ2人逮捕）

3 盗聴令状発付率は100パーセント、請求件数、発付件数とも増加

2002年	盗聴令状請求件数	4回	発付件数	4回
2003年	盗聴令状請求件数	4回	発付件数	4回
2004年	盗聴令状請求件数	5回	発付件数	5回
2005年	盗聴令状請求件数	10回	発付件数	10回
2006年	盗聴令状請求件数	21件	発付件数	21件

4 通信手段

全てが携帯電話である。

5 対象罪名

一件を除き、全て薬物関係、一件のみ「組織的な殺人、けん銃加重所持」（2005年）となっている。

6 盗聴実施期間

盗聴実施期間は、年々増えている。2005年には法律で許されている最長30日間の盗聴がおこなわれた。2006年には30日、29日、27日、26日間という長期の盗聴が行われ、期間の長期化の傾向が明確になってきている。

7 令状の再発付

盗聴令状の再発付、再々発付と盗聴がくり返し、行われている疑いが強まっています。特に2006年が顕著。事件番号3では、三回令状が発付され、29日間、9日間、5日間の盗聴が、事件番号5では、三回令状が発付され、27日、29日、26日間も盗聴が行われている。更に番号6では、令状が4回も発付され、30日、10日、9日、9日の盗聴が行われている。

盗聴法は第7条で、盗聴を延長できる期間を最長30日間としたうえで、第8条「同一事実に関する傍受令状の発付」で「更に傍受をすることを必要とする特別の事情がある」場合は再発付できるとしている。

8 盗聴回数、犯罪関連通信、犯罪無関係通信、無関係盗聴率（四捨五入）

犯罪に無関係の盗聴が急激に増えている。

2002年	総数	256回	犯罪関連通信	61回	犯罪無関係盗聴	195回	76%
2003年	総数	772回	犯罪関連通信	244回	犯罪無関係盗聴	528回	68%
2004年	総数	3446回	犯罪関連通信	665回	犯罪無関係盗聴	2781回	81%
2005年	総数	2210回	犯罪関連通信	360回	犯罪無関係盗聴	1850回	84%
2006年	総数	7161回	犯罪関連通信	998回	犯罪無関係盗聴	6163回	86%

2005年実施の際、二つの事件で別件盗聴が30回行われている。（盗聴法第22条第二項第3号関係）

9 盗聴捜査の実情分析

このような報告を分析すると、盗聴捜査は当初はきわめて例外的に実施されていたが、年ごとにじわじわと盗聴捜査が拡大し、捜査当局が捜査の実績を積み重ね、近い将来にいわば普通の捜査方法としようとしていることがわかる。

それとともに令状請求・発付件数が増え、盗聴実施期間が拡大し、無関係盗聴の割合が増えてきている。別件盗聴などもはじめて登場しており、今後無関係に通話を大量に含む盗聴捜査が急激に拡大していく可能性がある。また、盗聴令状発付率は100パーセントであり、裁判所によって令状が却下された例はない。司法審査が機能しているかどうかについても、多大な疑問がある。

第2 監視社会化との闘いと盗聴法廃止法案の国会提案

1 監視社会化の進展

日本でも盗聴だけでなく、携帯電話の位置認識機能、Nシステム、街頭ビデオやコンビニや銀行などの店内ビデオなどが犯罪捜査に活用されている。盗聴法の拡大適用は、さらなる盗聴・監視の強化につながりかねない。

2 盗聴法廃止法案は11回に渡って国会に提案されてきた。

私たちはこのような監視社会化の進展に歯止めをかけるため、法成立後も市民のプライバシーを侵害する盗聴法の廃止を求める活動を続け、法成立後前国会まで民主・共産・社民各党と良識ある無所属議員がこぞって盗聴法廃止法案を衆・参議院に提出するに至っている。

盗聴法廃止法案は、衆議院で3回、参議院で8回、計11回提出されている。その詳細は付録2のとおりである。

私たちは、公明党をはじめとする心ある与党議員の先生方の中から不祥事、情報漏洩続きの警察に盗聴の権限を認めたのは誤りだった、という良識の声がわき上がることを心から期待している。

3 世界一の盗聴国家アメリカを見習うな

私たちはアメリカでテロ対策を理由として進められている司法的なチェックを欠いた盗聴や包括的な電子メールの収集などに反対してきた。そもそもエシエロンシステムは本来敵国とされる国の軍事的情報の収集を対象としていました。しかし、これがいまや、同盟国やアメリカ国内のあらゆる情報のチェックに使われはじめており、また、すべての電子メールを捕捉するとされる電子メール傍受システム「カーニボー（肉食動物）」も本格的に稼働をはじめている。

先日の、バリー・スタインハード氏の講演によれば、これらの盗聴制度の拡大が、アメリカ政治を揺るがすような大スキャンダルとなっていることが判明しました。

このような世界一の盗聴体制を築き上げたはずのアメリカが、9.11のような大規模なテロを未然に防止できなかったことは、いくら盗聴と監視体制を強めても確信的なテロ行為には無力であることを示している。

テロ行為を準備する者は盗聴・監視のシステムをくぐり抜けようと必死に対策を講ずることだろう。結局「自由」を守るために、テロの監視を強めれば強めるほど、一般の市民こそがプライバシーを失った「自由の牢獄」に住むことになってしまうのである。

第3 共謀罪の廃案から盗聴法の廃止へ

1 見えてきた、共謀罪完全廃案への途

今国会では、共謀罪については法案審議は全くなされなかった。自民党内での「テロ等謀議罪」の正式決定にも至らなかった。

組織犯罪防止条約の批准のためとされてきた、共謀罪立法を突然組織犯罪とは別個の概念であるテロ対策を名目のものに作り替えようとする強引さが、与党内部でも意思一致を得られにくくしている。

2 共謀罪が制定された場合、その捜査のために盗聴法が拡大されるだろうと指摘されてきた

たとえば、日弁連はそのパンフレットにおいて、次のような指摘をしてきた。
「共謀罪の導入で盗聴捜査・監視社会が拡大する

共謀罪が導入されれば、犯罪の捜査のあり方が一変する可能性がある。共謀罪では人々の会話や電話・メールの内容そのものが犯罪となる。通信記録の保全要請はこの同じ法案において既に提案されているが、盗聴法の適用範囲の拡大、室内盗聴の導入、サイバー犯罪条約で導入が提案されているメールのリアルタイム傍受(今回の法案には含まれていない)などが次々に提案される可能性がある。また、自白偏重の促進、さらにはスパイの団体への潜入などが予測される。」

(日弁連「第163回国会審議の焦点と日弁連の主張「共謀罪ここが問題だ!」より)

3 盗聴法の改正をしなくても、盗聴法の対象犯罪の共謀罪については盗聴が可能であるところが、盗聴法の改正をしなくても、盗聴法の対象犯罪の共謀罪については盗聴が可能であることが判明した。

現在実施されている盗聴捜査においても、犯罪とは無関係な多数の通話が盗聴されていることは、公表されているデータから裏付けられる。

傍受令状について、定めている盗聴法(通信傍受法)3条を検討してみよう。

「(傍受令状)

第 三 条 検 察 官 又 は 司 法 警 察 員 は、 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 場 合 に お い て、 当 該 各 号 に 規 定 す る 犯 罪 (第 二 号 及 び 第 三 号 に あ っ て は、 そ の 一 連 の 犯 罪 を い う。) の 実 行、 準 備 又 は 証 拠 隠 滅 等 の 事 後 措 置 に 関 す る 謀 議、 指 示 そ の 他 の 相 互 連 絡 そ の 他 当 該 犯 罪 の 実 行 に 関 連 す る 事 項 を 内 容 と す る 通 信 (以 下 こ の 項 に お い て 「 犯 罪 関 連 通 信 」 と い う。) が 行 わ れ る と 疑 う に 足 り る 状 況 が あ り、 か つ、 他 の 方 法 に よ っ て は、 犯 人 を 特 定 し、 又 は 犯 行 の 状 況 若 し く は 内 容 を 明 ら か に す る こ と が 著 し く 困 難 で あ る と き は、 裁 判 官 の 発 す る 傍 受 令 状 に よ り、 電 話 番 号 そ の 他 発 信 元 又 は 発 信 先 を 識 別 す る た め の 番 号 又 は 符 号 (以 下 「 電 話 番 号 等 」 と い う。) に よ っ て 特 定 さ れ た 通 信 の 手 段 (以 下 「 通 信 手 段 」 と い う。) で あ っ て、 被 疑 者 が 通 信 事 業 者 等 と の 間 の 契 約 に 基 づ い て 使 用 し て い る も の (犯 人 に よ る 犯 罪 関 連 通 信 に 用 い ら れ る 疑 い が な い と 認 め ら れ る も の を 除 く。) 又 は 犯 人 に よ る 犯 罪 関 連 通 信 に 用 い ら れ る と 疑 う に 足 り る も の に つ い て、 こ れ を 用 い て 行 わ れ た 犯 罪 関 連 通 信 の 傍 受 を す る こ と が で き る。

一 別表に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

二 別表に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、これらの犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

イ 当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと同一又は同種の別表に掲げる罪

ロ 当該犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される別表に掲げる罪

三 死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪が別表に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

2 別表に掲げる罪であつて、譲渡し、譲受け、貸付け、借受け又は交付の行為を罰す

るものについては、前項の規定にかかわらず、数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があることを要しない。

3 前二項の規定による傍受は、通信事業者等の看守する場所で行う場合を除き、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内においては、これを行うことができない。ただし、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者の承諾がある場合は、この限りでない。」

現在、盗聴法の対象犯罪は公明党修正案により、40に限定されたとされる。この3条1項三号は、将来の別表犯罪が侵されると疑うに足りる事由と過去の準備犯罪の嫌疑が要件とされている。そして、両者には一体性が必要とされている。仮に共謀罪が制定された場合、共謀罪がこの過去の準備犯罪に該当することは、文理上明らかである。

別表犯罪は1、2の例外を除いて、共謀罪の前提犯罪である。したがって、ほとんどの別表犯罪についての共謀罪は、すべて盗聴法の改正を待つことなく盗聴の対象とすることが可能となる。

共謀罪が制定された後に、盗聴法の拡大が改めて議論されるのではなく、直ちに盗聴範囲が共謀段階まで拡大するのである。

4 民主党主導の参議院に盗聴法廃止法案の再提出を！

2005年民主党マニフェストは、政策各論13暮らしの安全・安心の中で、次のように公約している。

「5. 盗聴法、住基ネット法、個人情報保護法を見直します。

政権獲得後ただちに、盗聴法の運用を凍結し、2年以内に抜本改正の法律案を国会に提出します。また、住民基本台帳法の住基ネット条項と個人情報保護法についても、即時に見直しに着手し、抜本改正のための法律案を国会に提出します。」

実は、これまでに、盗聴法廃止法案は、衆議院で3回、参議院で8回、計11回提出されています。超党派で提出された例、民主党単独で提出された例があるが、民主党は一貫して、盗聴法の廃止を求めると有権者に約束してきたと言える。

5 今なら、盗聴法の廃止ができる

盗聴法の適用事例は、徐々に増えていますが、爆発的な増加には至っていない。それは、この法律が成立時に強い反対を受けたということに関連している。

しかし、共謀罪が成立し、別表犯罪の共謀段階からの盗聴が可能となれば、一気に適用事例が拡大することだろう。さらに、現在使いにくいとされている盗聴法の規制を軟化させ、適用範囲の拡大、立ち会いの空洞化などを推し進めて、盗聴捜査の一般化を図ろうとするに違いない。

法に基づかない違法盗聴が技術的に可能であり、これを防止する制度的技術的メカニズムがないことも、私たちの危惧を深めさせている要因である。

いまこそ、私たちは共謀罪の廃案を確実なものとし、その成果をてこに、さらに盗聴法の廃止法案の再提出を求めたい。

付録1 盗聴法実施国会報告

適用は、平成14年からである。平成12, 13年は適用例がない。

平成13年2月16日

法務省

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第29条に基づく平成12年における通信傍受に関する公表

<http://www.moj.go.jp/PRESS/010216-1.html>

平成14年2月8日

法務省

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第29条に基づく平成13年における通信傍受に関する公表

<http://www.moj.go.jp/PRESS/020208-1.html>

平成15年2月14日

法務省

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第29条に基づく平成14年における通信傍受に関する公表

<http://www.moj.go.jp/PRESS/030214-1.html>

平成16年2月6日

法務省

平成15年中の通信傍受の実施状況等に関する公表

<http://www.moj.go.jp/PRESS/040206-1.html>

平成17年2月4日

法務省

平成16年中の通信傍受の実施状況等に関する公表

<http://www.moj.go.jp/PRESS/050204-1/050204-1.html>

平成18年2月3日

法務省

平成17年中の通信傍受の実施状況等に関する公表

<http://www.moj.go.jp/PRESS/060203-1.html>

平成19年2月16日

法務省

平成18年中の通信傍受の実施状況等に関する公表

<http://www.moj.go.jp/PRESS/070216-1/070216-1.html>

付録2

参議院8回

- ・第147国会（参議院議案受理2000年3月21日、衆議院予備審査議案受理同年3月22日） 江田五月君外九名 刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案
- ・第149国会（参議院議案受理2000年7月28日、衆議院予備審査議案受理同年8月1日） 江田五月君外十名 刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案
- ・第150国会（参議院議案受理2000年11月28日、衆議院予備審査議案受理同年11月30日） 江田五月君外十名 刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案
- ・第151国会（参議院議案受理同4月27日、衆議院予備審査議案受理2001年5月2日）
- ・第153国会（参議院議案受理2001年12月4日、同12月6日）
千葉景子君外十名 刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案
- ・第154国会（参議院議案受理2002年7月30日、同7月31日）
千葉景子君外十一名 刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案
- ・第155国会（参議院議案受理2002年12月6日、同12月10日）
千葉景子君外十一名 刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案
- ・第156国会（参議院議案受理2003年6月27日、同7月1日）
千葉景子君外十一名 刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案

衆議院3回

- ・第149国会（衆議院議案受理2000年8月4日、参議院予備審査議案受理同年8月7日） 日野市朗君外3名 刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案
- ・第150国会（衆議院議案受理2000年11月28日、同11月29日）
日野市朗君外3名 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律を廃止する法律案
- ・第151国会（衆議院議案受理2001年5月8日、同5月9日）
佐々木秀典君外三名 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律を廃止する法律案